

# 第 4 次定員削減と国立大学の実態

昭和52年 9 月28日

国立大学協会第 6 常置委員会

## 第4次定員削減と国立大学の実態

第6常置委員会

昭和52・9・28

前国会で成立した国立学校設置法の一部改正法には、国立学校定員の一部をいわゆる総定員法の枠外とする特別措置を講ずる条項が加えられている。これは国立大学協会が、昭和43年度定員削減措置の実施以来一貫して、「国立学校の教職員定員を定員削減から適用除外にしてほしい」と要望してきた趣旨に一步近づいたものとして歓迎できる。

しかしながら、この措置はいわば、第4次定員削減計画を若干なりとも緩和するとともに、今後の国立学校定員の需要の一部に應ずるための便宜的措置に過ぎず、これによって問題を本質的に解決することとはならない。したがって、本協会としては、昨年8月19日付で文部大臣および行政管理庁長官に対して要望したとおり（別紙1）、国立学校教職員の総定員法上の取扱いについては、速かに適切妥当な定員管理の方途を講じてもらいたいものである。

第6常置委員会は、この見地から、この問題について昨年来検討してきた。まだ結論を得るに至っていないが、その検討資料とするため、中規模で比較的まとまりがよく、概して事務の能率化が図られているとみられるA大学とB大学の2大学における定員配置の実態を分析してみた。

以下述べるように、これ以上の定員削減はきわめて困難な実情にある。

### 1. 実質5～6%の削減

第4次定員削減計画による国立学校特別会計の削減数は2,568であり、これは51年度末同会計総定員116,073の2.2%に相当し、4年間で毎年度0.8%、総体で3.2%を削減しようとする政府計画のなかには、比較的優遇された措置であるといわれている。これは国立学校の特殊性にかんがみ教官および附属病院の看護婦・医療技術職員等にかかる定員については、削減の対象外とする措置によるものであり、このことについては文部省および行政管理庁当局の御配慮を多とするものである。

しかしながら、その結果実際に削減を行いうるこれら対象外職種以外の職種についてみれば、この2,568の削減数は別表Iにみるとおり、その削減率は5.52%の高率に上る。

別表Iは、文部省が第4次定員削減計画にさいして行政管理庁に提出した51年度末国立学校定員の職種分類のうち、第4分類(削減の対象外)扱いとされた教官および病院関係職員等を除いた職種別の定員区分である。つまり、第3分類から第1分類までの職種別定員の合計は46,534であり、これに対して2,568の削減を行うのであるから、その削減率は上記のように5.52%となる。

個々の大学に対する第4次定員削減の割当数は、その職種別定員の分布態様にもよるが、A大学についてみると、その割当数は22で、削減対象職種定員の5.7%となっており、B大学についてみると、27で5.52%となっている。したがって今次定員削減計画は、一般に3.2%とされているが、国立大学の現実に即していえば、実に5~6%の高率削減といわざるをえない。

## 2. 教育研究現場における定員削減の困難性

ところが、この削減計画を引受ける個々の国立大学の現場にとってみれば、現実にはさらに厳しい削減となってくる。別表Ⅱ-AおよびⅡ-Bは、それぞれA大学とB大学の定員について文部省が作成した別表Ⅰに準じて、第4分類扱いとされた教官および病院関係職員を除く定員について、その部局別職種別の分類を行ったものであるが、これらの職種について定員削減を課することは、次の理由から実際問題としては著しく困難である。

すなわち、別表Ⅱ-AおよびⅡ-Bにおける「教育研究補助職員」については、その職務内容が、専門的かつ多様に分化されており、その職場も広範囲にわたり多岐に分かれている。附属資料Ⅰ-A、Ⅰ-Bはそれぞれ両大学におけるこの職種の個人別職務内容と、その勤務場所の調べであるが、A大学にあっては89人、B大学にあっては70人の職員が、それぞれ教育研究の現場にあって、他に流用のきかない欠くことのできない職務を分担している。したがって、これらの職種の削減は著しく困難である。かりに削減を行うとしても、いわゆる「生首は切らない」原則からして、高令者の定年退職を待つ以外にはないし、また退職しても、その代りをなんらかの形で補充せざるをえない職種である。

### 3. 事務機構へのしわよせ

別表Ⅱ-AおよびⅡ-Bの次欄の「図書職員」および「医療関係職員」についても同じことがいえることから、削減数の大部分を消化するには、結局次の「その他の職員」にしわよせせざるをえないというのが実態である。ところが両大学の現状では過去の次にわたる定員削減の結果、それすらもはや限界に達しているという事態である。

別表Ⅲ-AおよびⅢ-Bは両大学の事務系職員の機構とその定員配置の

実態である。まず両大学とも事務局等の定員にあっては、係長以外の係員定員が1名またはゼロという係が過半数に達してしまった。係員の定員が2名以上配置されている係でも、すでにぎりぎりの数である。同様のことは次の学部等の定員についてもいえる。

因みにA大学において、教官以外の職員定員がもっとも多かったのは、第1次定員削減が開始された昭和44年度で、その数は405であった。これに対して現在(51年度)は、別表Ⅱ-Aのとおり386で、この間19の減少である。もちろん、その間に学科の増設等で若干の定員増があったのであるが、3次に及ぶ定員削減数が大きく19の減少となっている。

一方この間、学生定員および教官定員の数は次のように増大している。

	44年度	51年度
学部学生	5,135	6,465
大学院生	146	300
教 官	484	590

また、B大学においても、次のように教官、看護婦は増加したが、その他の職員は減少している。

	43年度	51年度
教 官	619	641
看 護 婦	319	386
その他の職員	643	582

つまり両大学とも、大学の規模と事務量等が大幅に増幅しているのに、事務系職員は逆に減少を強いられ、さらにこのうえ新たな削減が課せられるのである。

2 大学の実態を例として以上述べてきたことは、他大学についてもほぼ同様の実情にあるものと思われる。すなわち、教育・研究・診療の諸組織とその活動は、ますます高度化、専門化、細分化しながら拡充されるとともに、学生、教官の数も増加してきており、当然それに応じて補助職員も充実されなければならないのに、むしろ減少を強いられてきた。これらの関係は広島大学にかかる別表Ⅳ-1～4をみても明瞭である。

そもそも、教育・研究・診療に従事する大学の組織は、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドにはなじまない恒常的な組織であり、これに一律の定員削減を課することには無理がある。

しかしながら、現実の対応策としては、各大学ともこれまでの定員削減措置として、各学部、研究所等に対して所定の削減割当数を一律に課さざるをえない状態に追いこまれてきた。ちなみにD大学の調査によれば、第2次定員削減の始まった昭和47年度から第3次定員削減の第2年次(昭和51年度)までの5年間における削減の状況は下表のとおりとなっているが、この結果、同大学では次のような影響が出ており、末端部局における定員削減のしわよせが教育・研究への重大な支障になっているという。

- ① 表面的には下表のように、順次計画通り定員を削減し、総数としては削減がスムーズに実施されているようにみられようが、現実的には末端部局においては、必須要員が1人やめても削減の対象となり、優先的にその配置定員が引きぬかれて補充ができないケースが多い。
- ② 退職等により削減を行いたとしても運営上どうしても補充を必要とするため、やむをえず非常勤職員を採用せざるをえない場合があり、このための人件費の増加が研究・教育のための諸経費を過度に圧迫する結果となっている。

- ③ 講座運営のための技官等教育研究補助職員については、いわゆる「生首を切らない」という大前提から、削減を行うには異動の発生に期待せざるをえないが、異動の発生には職場ごとの片寄りがあるうえ、特殊技術のみを職務とする技官等をかかえる職場では部内での配置替が困難であるため、欠員と過員の調整ができず、定員配置が不均衡な状態となっている。

学部・研究所等の定員削減経過（47～51年度）

D 大学

区分 部局	A 削減 割当数	B 退職配置替 (予定を含む)	C 新規採用に よる補充	D 配置替 による補充	E 削減数 [B-(C+D)]	F 臨職 採用
学 部	147	147	10	4	133	21
研 究 所	13	13	1	1	11	4
病 院	48	48	2		46	4
計	208	208	13	5	190	29

このような事情から、各大学における定員削減の多くは、事務局および部局の中央事務機構に大きくしわよせされている結果となっている。

もちろん大学といえども、その事務の合理化、簡素化について検討を加える必要があるし、各大学とも過去の次にわたる定員削減を通じて、それぞれ可能な限り合理化、簡素化を図ってきたのであるが、これも諸法令、通達等による制約があり、一定の限界がある。

さらに強調しなければならないことは、大学における事務内容が、他の一般官庁のそれと比べて、きわめて特殊性のあるものであるということである。教育・研究・診療の現場に密接した直接の補助事務や、学生の教務、補導、厚生関係事務については、いうまでもないが、一般的な事務処理についても、

一般官庁のそれとは著しく様相を異にしており、複雑で手間のかかる仕事が多い。例を会計事務についてみても、別紙2のような特殊性がある。

これを要するに、冒頭にも述べたように、国立学校教職員の定員管理については、その特殊性にかんがみ、総定員法上の取扱いとは別に、適切な措置が講じられる必要がある。



別表 I 国立学校職員の職種分類表(第4次定員削減)

昭和51年度末定員

職 種		俸給表	定 員	備 考
教育 研究 補助 職員	講 座 等 職 員	行 (一)	3,622	
	教 務 系 職 員	行 (一)	4,359	
	教 室 系 技 術 職 員	行 (一)	6,590	
	実 験 実 習 用 動 植 物 管 理 職 員	行 (二)	1,248	
	教 室 系 特 殊 技 能 士	行 (二)	1,865	
	教 室 系 技 能 労 務 職 員	行 (二)	1,488	
	船 員	海 (一)	267	
計			19,439	
図 書 職 員	図 書 館 司 書	行 (一)	1,960	
	図 書 補 助 職 員	行 (一)	531	
	計		2,491	
医 療 関 係 職 員	医 師	医 (一)	1	} 病院以外
	医 療 技 術 職 員	医 (二)	330	
	看 護 婦	医 (二)	300	
	看 護 助 手	行 (二)	1,014	
	病 棟 婦 等	行 (二)	699	
	診 療 補 助 技 術 職 員	行 (一)	65	
	診 療 補 助 技 能 職 員	行 (二)	302	
計			2,711	
そ の 他 の 員	一 般 職 員	行 (一)	17,142	
	技 能 労 務 職 員	行 (二)	4,751	
	計		21,893	
合 計			46,534	

注) 教官および第Ⅳ分類扱いとなった病院関係職員等(69,539)を除く。

$$\frac{2,568}{46,534} \approx 5.52\%$$

職 種 別 定 員 配 置 数

△ 大学 昭和52年2月1日現在

部 種 局	教育研究補助職員					職 書 員	医療関係職員			その他の職員			合 計	備 考
	講 座 等 員	教 術 系 員	実 験 管 理 員	教 務 系 技 能 員	計	司 書	看 護 婦	栄 養 士	計	一 般 職 員	技 務 能 職 員	計		
事 務 局										67	14	81	81	
庶 務 部										22		22	22	
経 理 部										28	7	35	35	
施 設 部										17	7	24	24	
学 生 部										13		13	13	
教 育 学 部	6	2	3	3	14			2	2	39	23	62	78	教(→)教務職員 2名外教
経 済 学 部	1				1					21	9	30	31	
経 営 学 部		1			1					20	7	27	28	
工 学 部	13	31		25	69	1	1		1	32	18	50	121	教(→)教務職員12名外教
附 属 図 書 館						20				10	1	11	31	
〇〇科学研究センター	1			1	2								2	
保 健 管 理 セ ン タ ー								1	1				1	
計	21	34	3	29	87	21	2	2	4	202	72	274	386	

備考：教官定員 教授214名 助教授・講師195名 助手・教務職員88名 小計497名 附属学校教官92名 合計589名

$$\frac{22}{386} \times 100 \div 5.699\%$$

別表Ⅱ-B

## 職 種 別 定 員 配 置 数

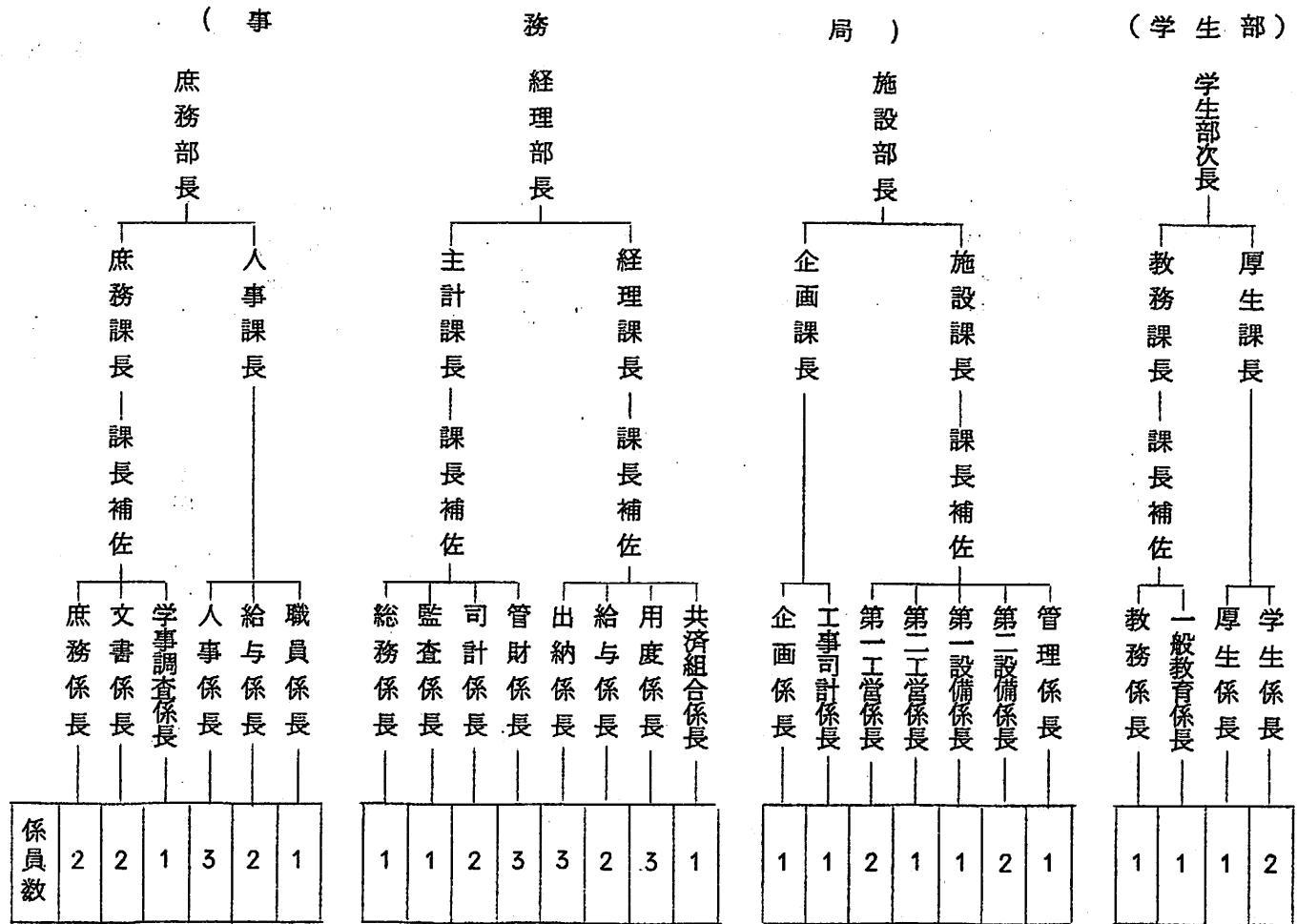
B 大学 昭和52年2月1日現在

職 種 局	教育研究補助職員					図書職員	医療関係職員					その他の職員			合 計	備 考
	講座等職員	教 室 技 術 系 職 員	実 験 植 物 実 習 用 管 理	教 室 務 系 職 員	計	司 書	看 護 婦	臨 査 床 技 師	医 術 療 職 技 員	看 護 助 手	計	一 般 職 員	技 務 能 職 労 員	計		
事 務 局												88	32	120	120	
庶 務 部												31		31	31	
経 理 部												37	20	57	57	
施 設 部												18	12	30	30	
臨時調査計画室												2		2	2	
学 生 部												11		11	11	
医 学 部	1	5	4	18	28			5	1	6	13		13	47	教(→)教務職員10名外教	
歯 学 部	6	2		12	20			3	8	11	9		9	40	" " 9名 "	
教 養 部											11	10	21	21		
附 属 図 書 館						9					4		4	13		
保健管理センター							1			1				1		
医学部附属病院									27	27	70	35	105	132		
〇〇〇分院											8	10	18	18		
歯学部附属病院											27	9	36	36		
附属教育施設											3		3	3		
〇〇〇〇研究所		3		7	10			1		1	9	2	11	22	教(→)教務職員8名外教	
〇〇〇〇研究所		11		1	12						8	5	13	25	" " 3名 "	
合 計	7	21	4	38	70	9	1	9	9	27	46	261	103	364	489	

備考：教官定員 教授95名 助教授・講師166名 助手・教務職員364名 小計625名 附属看護学校等(5校)講師15名  
合計640名

$$\frac{27}{489} \times 100 \div 5.521\%$$

A 大学部局別職員組織状況表 (その他の職員)

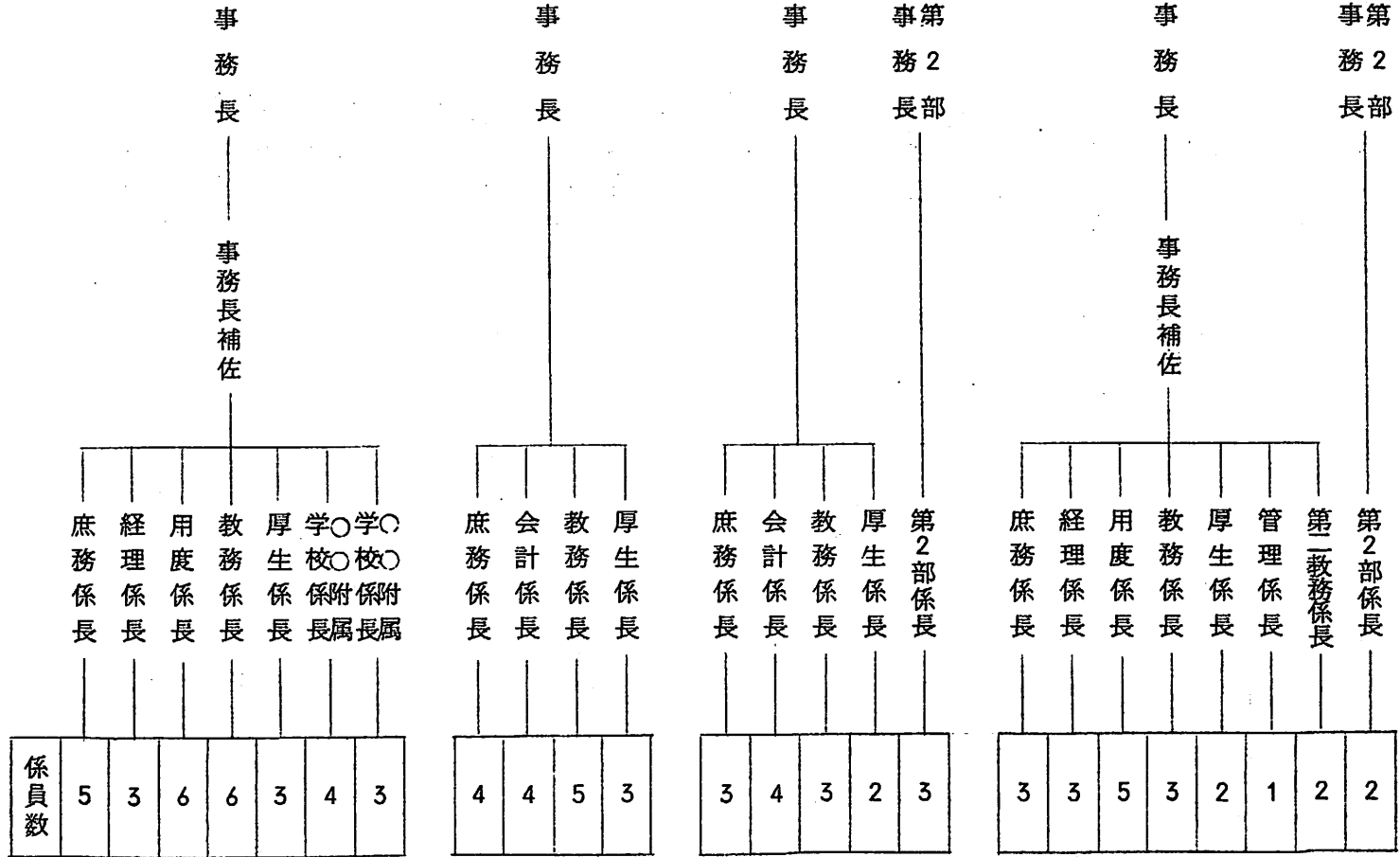


(教育学部)

(経済学部)

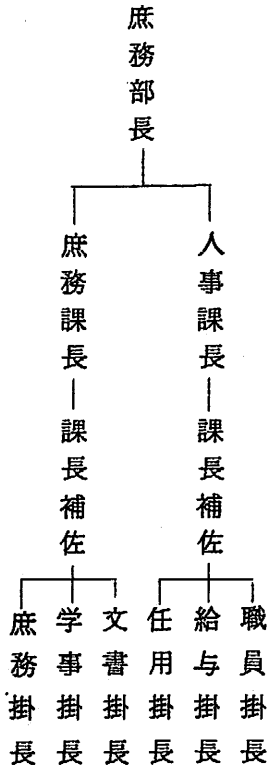
(経営学部)

(工学部)

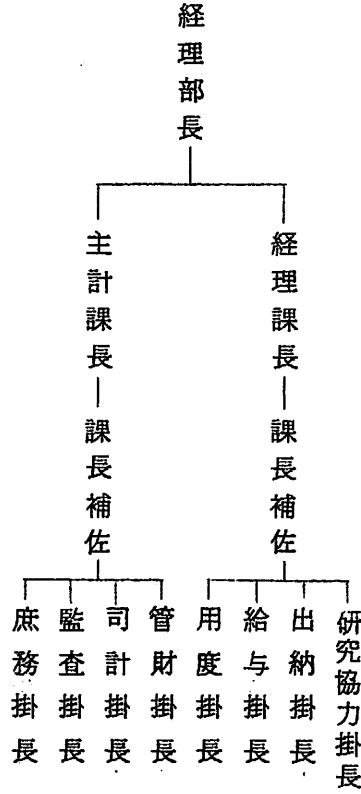


別表Ⅲ-B B 大学部局別職員組織状況表（その他の職員）  
（事務局）

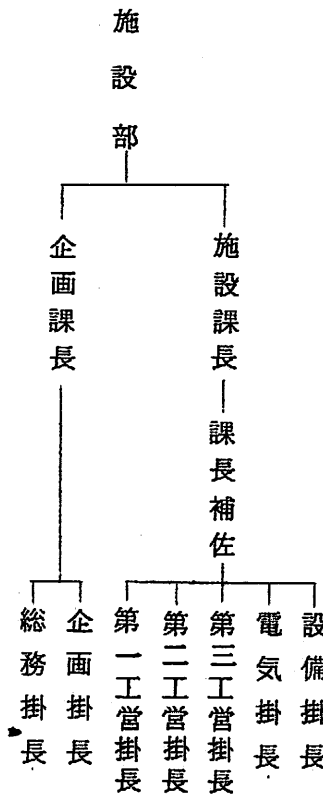
（学生部）



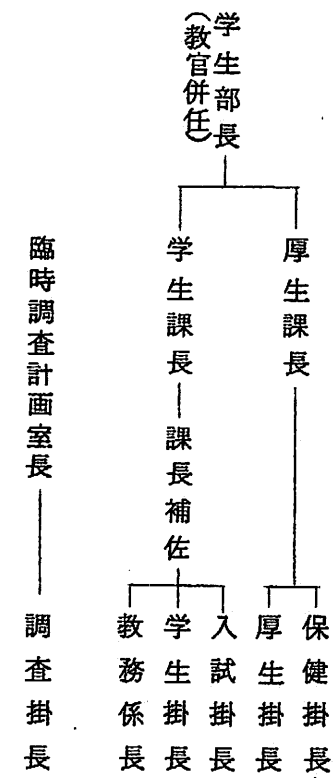
掛員数	5	2	2	4	4	1
-----	---	---	---	---	---	---



3	3	3	2	4	1	4	1
---	---	---	---	---	---	---	---



2	1	1	1	1
---	---	---	---	---



1	1	1	1	1
---	---	---	---	---

(医学部)

(歯学部)

(教養部)

(〇〇研究所) (〇〇研究所)

事務長

事務長補佐

庶務掛長  
会計掛長  
教務掛長

掛員数	3	2	2
-----	---	---	---

事務長

庶務掛長  
会計掛長  
教務掛長

1	2	1
---	---	---

事務長

庶務掛長  
会計掛長  
教務掛長  
厚生掛長

1	3	1	1
---	---	---	---

事務長

庶務掛長  
会計掛長

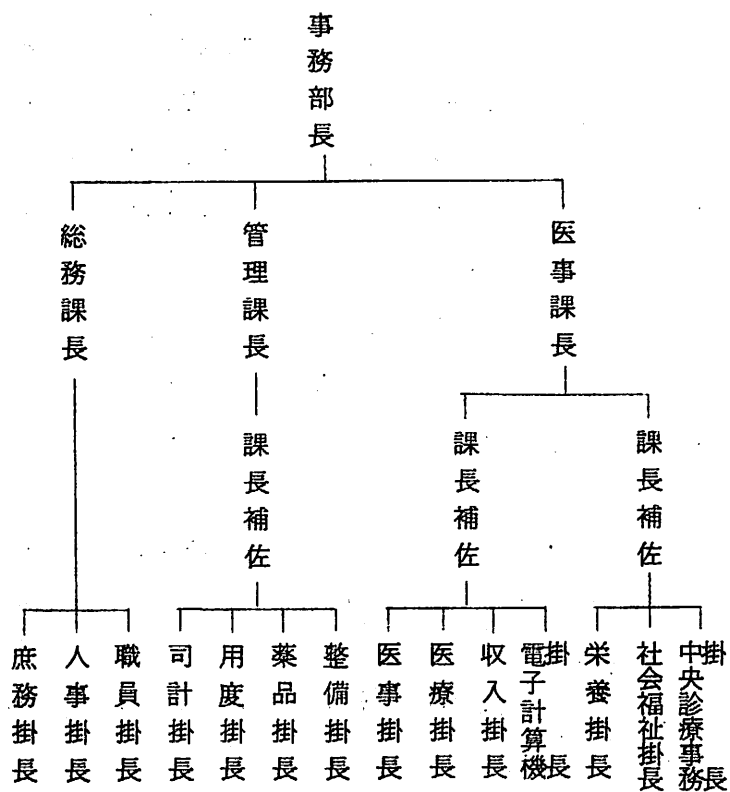
2	3
---	---

事務長

庶務掛長  
会計掛長

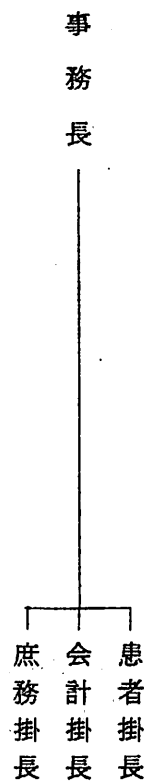
3	3
---	---

(医学部附属病院)



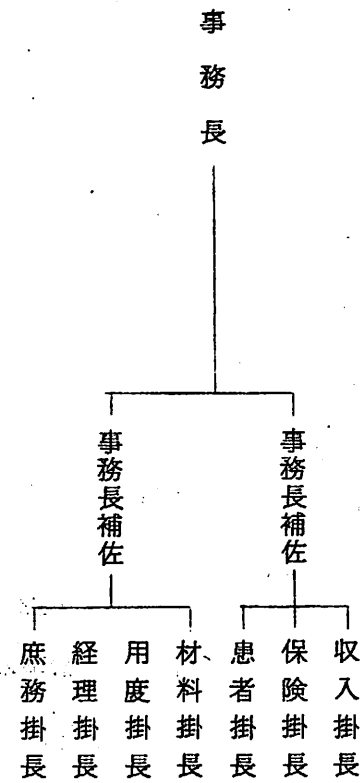
掛員数	3	3	1	3	5	2	3	2	15	3	4	1	2	2
-----	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---

(〇〇分院)



1	2	1
---	---	---

(歯学部附属病院)



3	2	4	2	3	2	1
---	---	---	---	---	---	---



別表Ⅳ-1

## C 大学予算額、学生・教職員定員数の推移

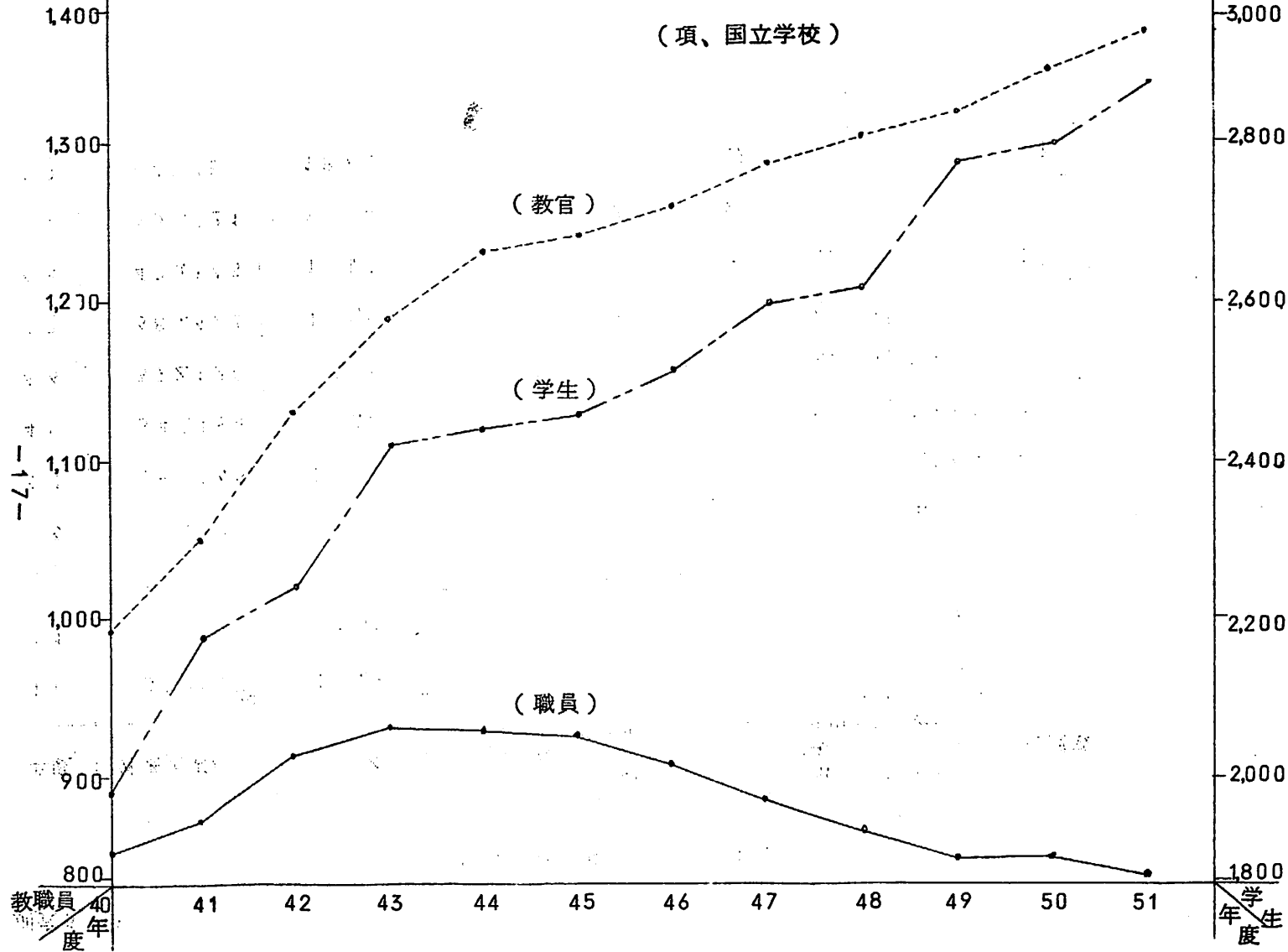
(項・国立学校)

年 度	予 算 額	学生数	教官数	その他の 職員数	その他の職員		第1次 ～第3次 削減数	その他の職員1人 に対する		備 考	
					増減数 (対前年)	増減累計		学生数	教官数		
昭和40年度	2,438,183 <sup>千円</sup>	1,977 <sup>人</sup>	997 <sup>人</sup>	853 <sup>人</sup>	—	—		2.31	1.16	(註) 教官—教(一)教 (二)教(三) 適用者 ただし 教(一)教 務員除 く 学生—学部学 生入学 定員 大学院 生入学 定員	
“ 41 “	2,849,138	2,178	1,052	872	19	19		2.49	1.20		
“ 42 “	3,190,906	2,255	1,136	915	43	62		2.46	1.24		
“ 43 “	3,686,614	2,421	1,189	931	16	78		2.60	1.27		
“ 44 “	4,182,395	2,442	1,231	929	△ 2	76	第一次 {	2.62	1.32		
“ 45 “	4,868,905	2,467	1,239	923	△ 6	70		16	2.67		1.34
“ 46 “	5,303,437	2,517	1,258	909	△ 14	56		15	2.76		1.38
“ 47 “	5,869,626	2,591	1,286	885	△ 24	32	第二次 {	2.92	1.45		
“ 48 “	7,182,984	2,613	1,302	866	△ 19	13		23	3.01		1.50
“ 49 “	9,343,142	2,771	1,317	848	△ 18	△ 5		24	3.26		1.55
“ 50 “	10,702,892	2,793	1,346	847	△ 1	△ 6	第三次 {	3.29	1.58		
“ 51 “		2,871	1,372	838	△ 9	△ 15		18	3.42		1.63
“ 52 “								(8)			

(教職員) 別表Ⅳ-2 C大学学生・教職員定員数の推移

(学生)

(項、国立学校)



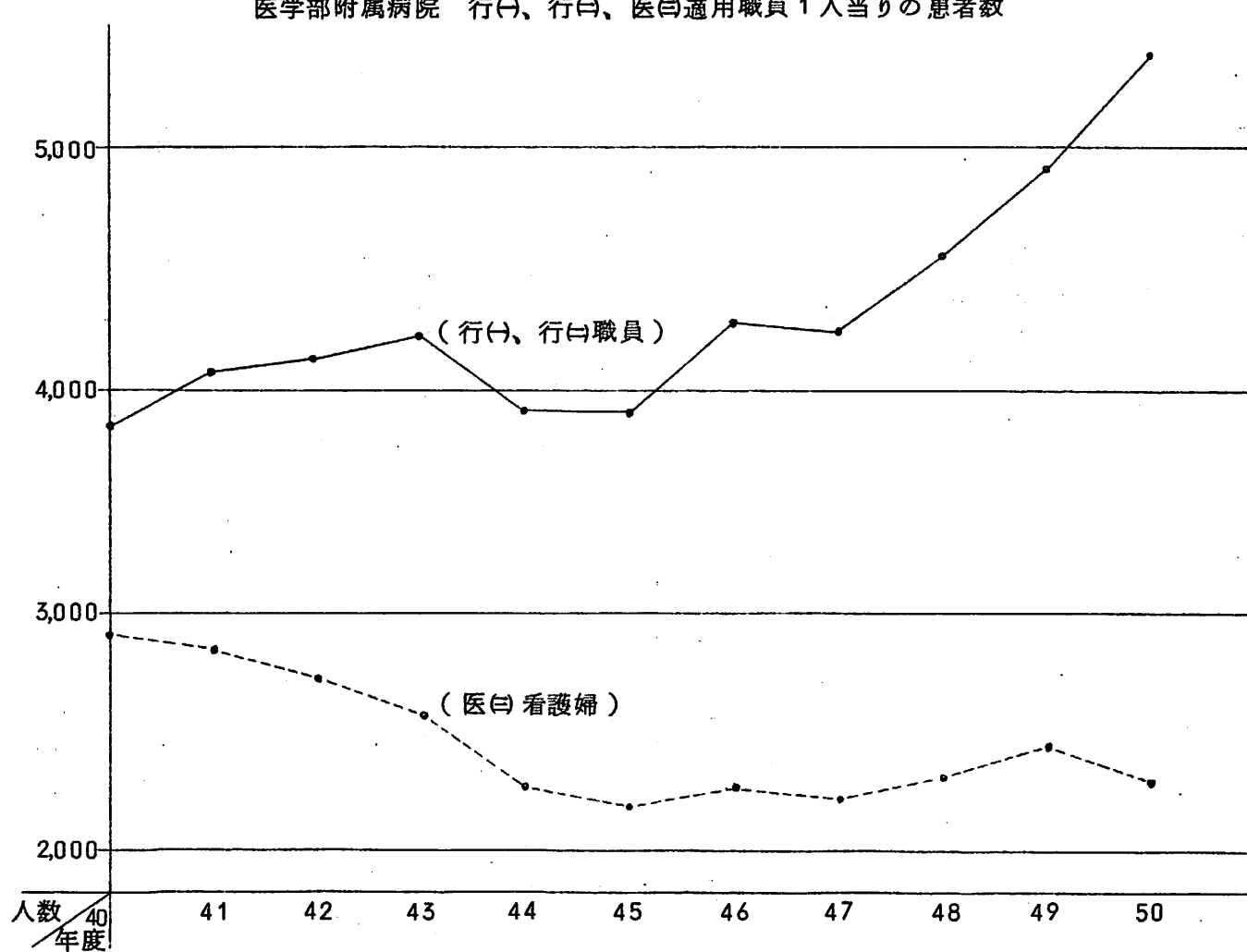
医学部附属病院定員の推移

年度	外来患者延数	入院患者延数	職員総数	職員総数のうち			行(一)行(二)の1人当り患者数	医(三)の1人当り患者数	削減数	備 考
				行(一)	行(二)	医(三)				
40	397,970 <sup>(A)</sup>	164,821 <sup>(A)</sup>	463	82	66	193	3,802 <sup>(A)</sup>	2,916 <sup>(A)</sup>		
41	406,141	178,305	469	81	63	204	4,058	2,865		
42	412,637	180,908	484	81	64	219	4,093	2,710		
43	395,263	190,086	488	78	62	228	4,181	2,567		
44	357,165	177,375	492	78	60	234	3,873	2,284	3	} 学内紛争
45	345,434	170,840	496	78	56	239	3,852	2,160	3	
46	372,128	171,644	497	77	51	242	4,248	2,247	4	
47	385,396	173,930	510	77	55	251	4,237	2,228	1	} 第二次
48	400,143	181,326	518	76	53	255	4,507	2,280	3	
49	434,621	192,463	531	77	52	260	4,861	2,411	3	
50	442,759	187,261	537	77	40	278	5,384	2,266	2	} 第三次

52.2.17作成

別表 IV-4

医学部附属病院 行(ハ)、行(ニ)、医(ニ)適用職員 1人当りの患者数



昭和51年8月19日

文 部 大 臣  
殿  
行 政 管 理 庁 長 官

国 立 大 学 協 会

会 長 林 健 太 郎

定員削減について（申入れ）

このたび政府においては、国家公務員の昭和52年度以降の定員管理について閣議決定されましたが、国立大学協会は国立大学教職員の定員削減については、昭和43年度定員削減措置の実施以来一貫してその適用除外を要望してまいりました。

本来国立大学教職員にあっては、その組織ならびに性格が一般行政職公務員の場合とはきわめて異っておるのみならず、最近の社会的要請および教育研究上の必要性に基づく国立大学の拡充整備のためには著しく多数の定員を必要とする等の特殊事情がありますので、この際下記要望について特段の配慮をされるよう申入れます。

記

1. 国立大学の教職員の総定員法上の取扱いについては、引続き抜本的な検討を行い、速かに適切妥当な定員管理の方途を講ぜられたいこと。
2. このたび閣議決定のおこなわれた定員削減計画に当っては、国立大学関係についてその削減率の緩和ならびに弾力的な運用を実現すべく文部省と

行政管理庁の間において一層協議を尽し特段の取扱いを配慮されたいこと。

3. 今後国立大学関係の拡充整備に当っては、既設の整備を含め充分に必要な増員措置を講ぜられたいこと。

## 国立学校における会計事務処理の特殊性

### 1. 支出負担行為事務

一般官庁等では、人件費、旅費、庁用物品等の購入に要する経費が支出負担行為の主な内容である。国立学校においては、支出負担行為は教育研究に直接必要な経費が主な内容であり、その内容も極めて広範多岐に亘っているため、非常に細分化されており、件数が他官庁等に比較して多くなっている。このことは、昭和45年度の国の会計における支出負担行為の件数調べによれば、予算の割合が2%程度であるのに、支出負担行為件数の国立学校分の国全体(450万件)に占める割合は約3分の1にも達していることからみてもわかる。

また、支出負担行為の個々の内容には、高度の科学的、専門的知識を要するものがかなり含まれていて、これらについては、担当教官と一体となって事務処理をする必要があるため、内容の複雑化とその事務処理に多くの人手と時間を費やす要因となっている。

### 2. 物品管理事務

- (1) 国立学校における取扱い物品は、その細分類において中央官庁(文部省)や他省庁の地方官署の分類がほとんど「庁用品」に限られているのと異り、正に全産業的品目に分類されている。(別表Ⅰ)
- (2) 教育、研究、診療、学生の課外活動等の特殊性から、その分類換、管理換、取得、不用決定、売払、貸付、亡失又は損傷等の件数が極めて多い。  
(別表Ⅱ)

- (3) 以上のように取扱い品目の多いことと、異動、増減件数の多いことに加えて、これらを処理する職員が必ずしも研究用の大設備、装置の仕組に精通していないことと、研究者である教官もまた物品管理事務取扱諸法令になじんでいないことからおきる取りまとめまでの間の交渉、説得、理解等の所要時間に多くを割かねばならない。

### 3. 債権管理事務

- (1) 国立学校における債権の種類は中央官庁（文部省）や他省庁の地方官署に比し非常に多い。（別表Ⅲ）
- (2) 債権発生後の異動（授業料等の減免、分納、延納等）及び不履行に伴う告知、督促の手続き、または継続的不法行為等による損害賠償金債権の取扱い、さらに、一部学生による納入阻止斗争に対する適切なる対応等多くの処理件数と、技術的に至難な経過をたどる件数が極めて多い。

### 4. 国有財産管理事務

- (1) 国立学校の管理する国有財産は全特別会計に属する公用財産の95.5%を占めており（別表Ⅳ-A）、またその種類も、土地、立木竹、建物、工作物、船舶、航空機（グライダー）、地上権及び特許権等であり、面積の厩大さと管理件数の複雑多岐に亘る点においては、他官署の想像の及ぶところではない。
- (2) 校舎（管理事務担当部局所在地）の敷地以外用地に寄宿舍、運動場、農場、牧場、演習林、臨海（湖）実験所、各種観測所、各種研究施設等を保有しているため、これらの適正な管理に要するための、時間的、技術的に困難が多く、さらに加えて、不法占拠等に伴う訴訟事務もあり、これらの事務処理量が極めて多く、かつ、処理に至るまでの至難案件が多いことの



ほか、事務完結までの折衝窓口が多い。(別表Ⅳ-B)

(文部本省、財務局(部)、大蔵本省、法務省)

#### 5. その他の特殊事務によるもの

(1) 委任経理金、受託研究費、科学研究費補助金等の件数が極めて多い。

(2) 訓令、本省会計課長等よりの通知等に伴う調査、報告書に対応する事務  
量が多い。(別表Ⅴ)

(3) 外国人教師、外国人留学生の受入れ、教官の海外研究等に伴う事務が極  
めて多い。

別表 I

文部省所管物品管理事務取扱規程より

○分類表、特別会計

分類 I 国立学校

分類 II 庁用品

国立学校用品

大学附属病院用品

○細分類表

細分類	種類別	所属物品
機 械	動力機械類	蒸気機械、内燃機械、電動機等
	電気	変圧機、無線電信機、変流機等
	工作加工	圧延機、伸線機、ボール盤等
	土木建築用	コンベアー、起重機、ロードローラー等
	鉱業用	砕岩機、選炭機等
	農業用	耕作用機械、選別用機械、酪農用装置等
	水産用	潜水機、メチル冷凍機、自動製かん機等
	繊維用	各種繊維、製紙用機械等
	印刷製本用	印刷機、さく孔機、自動紙折機等
	サイクロトロン等	サイクロトロン、シンクロトロン等
	理化学用	放射能測定装置、遠心分離器等
	光学	望遠鏡、顕微鏡等
	写真および映写用	撮影機、映写機、写真機等

器 具

医療用機械類	各種医療用機械
事務用 //	タイプライター、計算機等
車 両 類	乗用自動車、貨物自動車等
諸 機 械 類	ミシン、時計、テレビ等
理化学用器具類	ジャイロスコープ、クロノメーター等
光学用 //	分光計、照度計等
度量衡および計器類	天秤、台秤、気圧計等
繊維用器具類	各種繊維用器具類
運動用具類	卓球卓子、排球ネット、飛箱等
樂 器 類	ピアノ、オルガン、管楽器等
医療用器具類	各種医療用器具
机 類	実験机、片袖机等
い す 類	回転いす、腰掛等
事務用器具類	ソロバン、本立、ナンバーリング等
書庫および戸棚類	戸棚、ロッカー、金庫等
箱 類	決裁箱、印箱等
衝 立 類	衝立、帽子掛等
掲示用器具類	黒板、掲示板等
製図、測量用 //	トランシット、測高器等
印刷、製本用 //	謄写板、輪転機等
照 明 用 //	アセチレンランプ、電気スタンド等
採 暖 用 //	各種ストーブ、火鉢等

図 書  
標 本  
動 物  
文 化 財

消火用器具類	手押ポンプ、消火器等
農水産用	すき、くわ、底引網等
工 具 類	おの、万力、ハンドドリル等
衛生、清掃用具類	真空掃除器、風呂おけ等
炊事用具類	かま、ミキサー等
身体検査用計器類	身長計、体重計、握力計等
厚生用器具類	碁盤、将棋盤等
運搬用	手押車、トランク、こり等
諸 器 具 類	優勝カップ、天幕、盆栽等
図 書	図書、雑誌等
標 本	動物、植物、鉱物等標本及び各種模型並びに出土品
動 物	牛、馬、モルモット等
有 形 文 化 財 (考古資料を含む)	絵画、彫刻、工芸品、古文書等
無 形 文 化 財	演劇、音楽等無形文化財を保存するため収録したフィルム、音盤等

	民 族 資 料	衣食住、年中行事等に関する風俗慣習及びこれに用いられる衣服、器具、その他の物品等
	記 念 物	動物、植物、鉱物等
美術工芸品	美術工芸品	絵画、彫刻等
被服及び寝具	被服及び寝具	作業服、寝具等
原材料品	原材料品	木材、釘、ジャリ、セメント等 (建物工作物の移築、改築、取りこわし等により物品に編入する木材等を含む)
貴 金 属	貴 金 属	金、ラジウム等
薬 品	病院用薬品	
	教育研究用薬品	
	庁 用 薬 品	
消 耗 品	消 耗 品	用紙、カルテ、切手、石油、フラスコ等

生 産 品	生 産 品	木炭、牛乳、野菜等
食 糧 品	食 糧 品	米、みそ等
不 用 品	不 用 品	くず紙、くず鉄、古タイヤ等

別表 II

昭和50年度物品増減等件数調 (B大学の実績)

管 理 換	2 3 7 件
取 得	2 2, 7 7 4
不 用 決 定	3 8 9
売 払	1 8
修 繕	1, 2 6 4
計	2 4, 6 8 2

別表 Ⅲ

大学において取り扱う債権の種類

歳入金に係る債権

1. 手数料の類

授業料債権

入学料及び入学検定料債権

免許料及び手数料債権

2. 負担金の類

国家公務員通勤災害一部負担金債権

5. 財産売払代の類

不動産売払代債権

船舶売払代債権

機械売払代債権

農産物等売払代債権

林産物売払代債権

不用物品売払代債権

物件売払代債権

6. 財産貸付料及び使用料の類

公務員宿舍使用料債権

寄宿料債権

物件貸付料債権

物件使用料債権

財産利用料債権



9. 委任、請負及び寄託等に基づく受託収入の類

病院等療養費債権

受託手数料債権

11. 利得償還金の類

返納金債権

12. 損害賠償金の類

延滞金債権

損害賠償金債権

歳入金に係る債権以外の債権

歳出戻入金債権

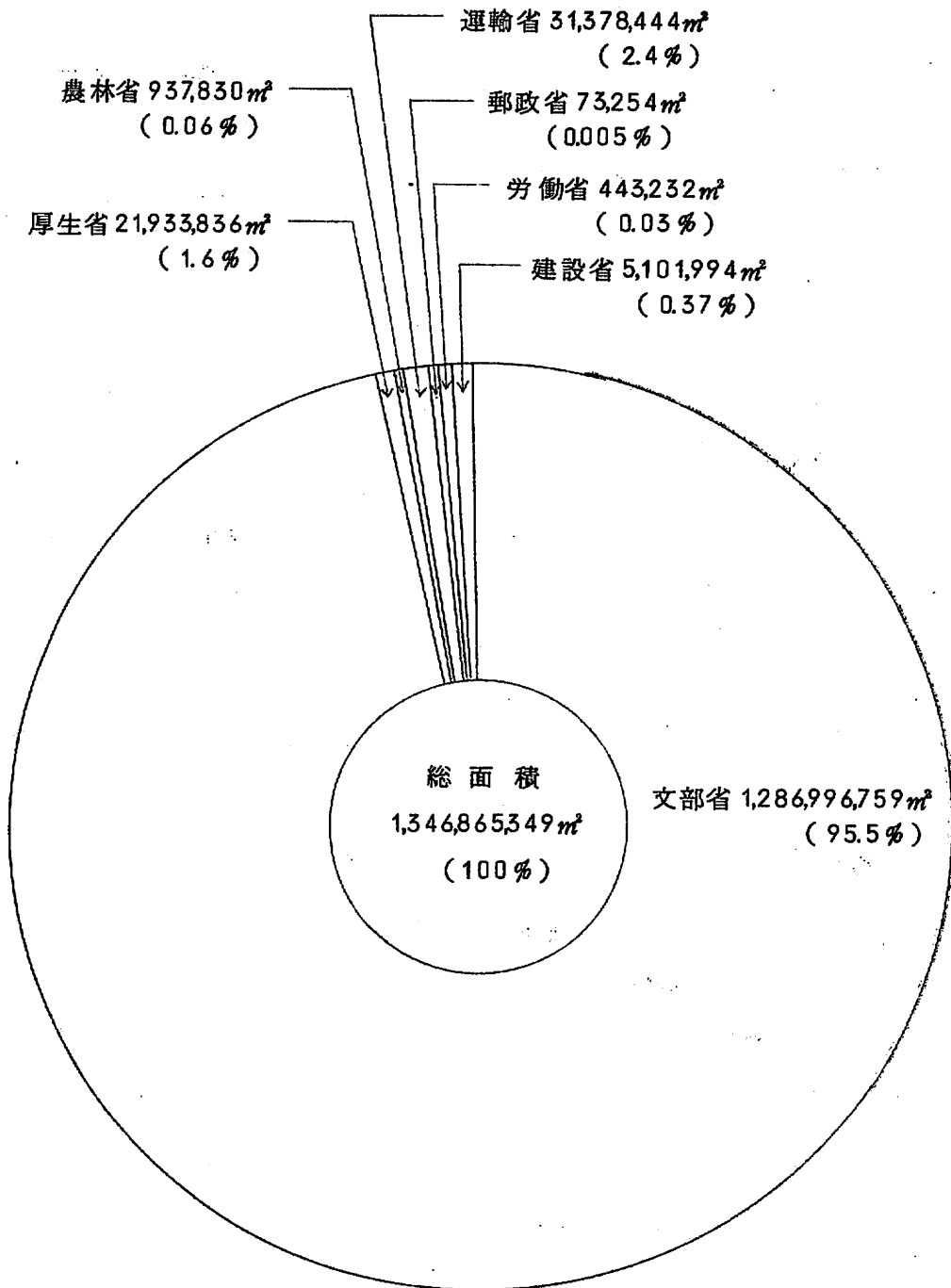
前渡資金返納金債権

別表 IV-A

昭和49年度 特別会計所属行政財産公用財産の省庁別内訳表

	土 地		立 木 竹	建 物		工 作 物	船 舶		航 空 機	地上権等	特許権等	
	数 量	価 格	価 格	数 量	価 格	価 格	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	
文 部 省	1,286,996,759 <sup>m<sup>2</sup></sup>	607,895,118,313 <sup>円</sup>	37,530,480,495 <sup>円</sup>	13,826,667	394,359,589,412 <sup>円</sup>	224,673,823,052 <sup>円</sup>	1,396	6,896,039,251 <sup>円</sup>	19	28,921,104	(39,197,546 <sup>m<sup>2</sup></sup> ) 316,978,197	(262件) 31,437,010
厚 生 省	21,933,836	104,963,169,949	24,258,169,7	5,131,186	145,777,130,003	71,958,918,106	1	3,526,524			(6,562 <sup>m<sup>2</sup></sup> ) 777,867	
農 林 省	937,830	14,006,025,441	5,170,039	555,459	14,797,035,598	6,064,765,673	51	3,586,601,40				
運 輸 省	31,378,444	114,822,238,412	7,983,375,7	838,229	25,470,287,868	94,288,331,892	639	15,696,255,974	7	3,367,009,318		
郵 政 省	73,254	10,164,348,866	1,259,598	79,854	1,063,557,389	98,239,175						
労 働 省	443,232	6,115,690,598	5,640,360	406,478	12,131,759,269	4,678,350,058						(1件)
建 設 省	5,101,994	35,965,910,807	27,459,951	1,771,768	46,209,319,245	21,983,044,382	400	805,280,847			(1,134 <sup>m<sup>2</sup></sup> ) 937,161	
計	1,346,865,349	893,932,502,386	37,892,425,897	22,609,641	639,808,678,784	423,745,472,338	2,487	23,759,762,736	26	3,395,930,422	(39,205,742 <sup>m<sup>2</sup></sup> ) 318,693,225	(263件) 31,437,010

昭和49年度特別会計所屬行政財産・公用財産の省庁別内訳表(土地の面積)



別表 IV-B

国立学校・行政庁管財事務分掌対照

人 員	事 務 分 担	国立学校	行政庁
係 長	係事務の総括	70%	70%
	係の所掌する事務に関し外部との折衝	30	30
A	国有財産増減及び現在額報告書の作成	} 25	} 100
	“ 見込現在額報告書の作成		
	“ 現在額計算書の作成		
	庁舎等現況及び見込報告書の作成	}	
	国有財産に関する諸調書の作成		
	国有財産の取得事務	30	
	“ 管理に関すること	15	
	防火に関すること	5	
	その他	5	
	B	公務員宿舍の設置変更及び廃止に関すること	
“ の貸与申請及び承認書の作成			
“ の模様替等の申請及び承認書の作成			
“ 被貸与者の異動報告書の作成			
無料宿舍指定員数の変更申請		}	
住宅事情調査表の作成、報告			
宿舍使用料の算定及び通知に関すること			

人 員	事 務 分 担	国立学校	行政庁
	宿舎に関する諸調書の作成	20	}
	宿舎現況記録の記帳	5	
	国有資産所在市町村交付金に関すること	5	
	国有財産使用及び収益に関すること	20	
	内線及び外線電話に関すること	5	
0	国有財産台帳の記帳	40	
	国有財産の増減を伴う支出負担行為書の記帳	15	
	警務員の勤務管理、日誌、巡回表の確認	10	
	構内駐車管理に関すること	10	
	係に属する文書の整理保管	5	
	庁舎等管理簿及び増減整理簿の記帳	20	0
その他	国有財産に関する訴訟事務 (主として土地建物明渡建物収去事件)		
	1. 訴訟資料の作成	} これらのために年間 相当数の時間をつい やされる。	
	2. 法務省関係と打合せ		
	3. 現地調査		
	4. 裁判所へ出頭		

## 別表 V

## 会計事務に関する訓令等

(区 分)	(訓 令)	(通 知)	(その他)	(計)
財政及び会計通則	5	13		18
債権の管理	1	16	⊕ 公示 1	18
収入事務	7			7
授業料等の減免及び費用	1	28	⊗ 省令 1	30
支出負担行為及び支出		22	⊕ 公示 1	23
現金の出納及び委任経理金		4	⊗ 省令 2	6
国有財産の管理	2	24		26
公務員宿舎の事務	2	8	⊗ 省令 1	11
物品の管理	1	14		5
会計検査等		4		4
旅費の支給	2	11		13
補助金等の取扱い		4	⊗ 告示 1	5
給 与		10		10
計	21	158	7	186